

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第63回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和元年11月21日（木）10:00～10:21

於：総務省第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、二村 真理子（分科会長代理）、佐々木 百合、
菅 美千世、清野 幾久子、多賀谷 一照、藤沢 久美

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

長塩郵政行政部長、藤田郵政行政部企画課長、増山信書便事業課長、

事務局：佐藤情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

諮問事項

特定信書便事業の許可並びに信書便約款の変更の認可並びに信書便管理規程
の設定及び変更の認可【諮問第1189～1191号】（非公開）

開 会

○樋口分科会長 皆様、おはようございます。お寒い中ご参集いただきましてありがとうございます。

ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催いたします。

本日の分科会には、委員8名中7名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、諮問事項でございます「特定信書便事業の許可並びに信書便約款の変更の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可」については非公開にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、非公開にて会議を遂行してまいります。

それでは、本日の議題の審議は非公開とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の案件は諮問事項3件でございます。

諮問第1189号から1191号「特定信書便事業の許可並びに信書便約款の変更の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○増山信書便事業課長 皆様、おはようございます。信書便事業課長の増山でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

今回は、特定信書便事業への新規参入希望者6者に対し、信書便法に掲げ

る基準に適合していることから許可及び認可することにいたしたく諮問させていただきます。

また、許可取得済事業者2者から、信書便約款と信書便管理規程の変更の認可申請がございました。これにつきましても、信書便法に掲げる基準に適合していることから認可したく諮問するという内容でございます。

それでは、順番にご説明していきたいと思えます。

まずは、資料63-1をご覧ください。信書便事業の許可について、諮問第1189号でございます。

まず、めくっていただきますと諮問書でございます。今申し上げた内容でございます。

次の資料、横長の表、別紙1という資料がございます。こちらが事業の許可申請の概要でございます。その後ろに別紙2というものがございます。これが審査結果の概要でございます。併せて見ていただければと思えます。

それでは、別紙1をおめくりいただきまして、まず1ページ目でございます。こちらが申請者及び提供サービスの概容でございます。

地域的なことを申し上げますと、関東の事業者が2者、信越の事業者が2者、東海の事業者が1者、近畿の事業者1者の計6者でございます。

こちらのそれぞれの申請者が営んでいらっしゃる主な事業につきましてはここに書いてあるとおりでございますが、貨物運送業が4者、ビルメンテナンス業が1者、その他サービスが1者ということでございます。

提供を予定しておりますサービスでございますが、それぞれ、1号だけの事業者と、1号及び3号を希望している事業者でございます。

各者の提供サービスは概要のとおりでございます。

次、2ページ目以降は信書便法の許可基準への適合性について説明したものでございます。

まず、3つあります法に定められた審査基準の1つ目、事業計画が信書便物の秘密を保護するのに適しているか否かの観点からの説明でございます。2ページ目でございます。

6者とも、引き受け及び配達の方法がご覧のとおり明確に規定されてございます。また後ほどご説明するものとも関係いたしますが、信書便管理規程の遵守義務がある者が直接引き受け、配達することとされております。

以上を踏まえ、今回許可申請をした6者の事業計画は、いずれも信書便物の秘密を保護するために適切なものであると判断しております。

次が2つ目の基準、事業遂行上適切な計画であるか否かの観点からのご説明でございます。

横長の表をおめくりいただきまして4ページでございます。こちらは委員限りという資料でございますが、信書便事業収支の見積もりでございます。

まず、収入の部でございます。右端の収入の見込みでございますが、契約が見込まれるお客様との間で予定している契約額や、顧客に対するヒアリング結果等を考慮して申請者自身で算出していただいたものでございます。

単価につきましてですが、3号役務はご案内のとおり800円超ということになってございますが、全ての事業者が3号業務については800円超になっておるということで法に適合していると。

あと、1号役務の取り扱いサイズ73センチ超、重量4kg超についても法の規定に適合していることは別途確認しております。

次に、5ページ目でございます。支出及び利益の部でございます。

事業支出の欄の金額は、申請者が項目ごとに積み上げた額、または、トラック運送もやられているので、そういった兼業する事業との按分により算出したということでございます。

事業収入から事業支出を引いた信書便事業営業利益でございますが、全者

プラスとなっております。ここにございますように、初年度、翌年度ともプラスになっているということをございます。

以上を踏まえまして、今回許可申請をした6者は事業遂行上適切な計画を有しており、基準を満たしており、妥当なものと考えております。

最後の基準、6ページでございます。事業を適切に遂行するに足る能力を有するか否かの観点からの審査でございます。

直近の決算年度において、各者とも債務超過の状況ではなく、純資産はプラスでございます。この事業を始めるに当たって必要な資金については、各者とも全額自己資金による調達が可能ということになっております。

あとは、いずれの申請者も貨物法制上必要となる許可等は既に取得していることは確認している状況でございます。

以上を踏まえまして、今回許可申請をした6者は、事業を適切に遂行する能力を有し、基準を満たしていると判断しております。

また、いずれの者も欠格事項に該当しないということは別途確認しておる状況でございます。

以上をまとめまして、各者とも信書便法に掲げる許可基準に適合していると認められることから、許可をすることといたしたいと考えております。

ここまでが資料63-1の説明でございます。

引き続きまして、資料63-2でございます。信書便約款の変更の認可についてでございます。

1枚おめくりいただきますと諮問書でございます。先ほど申し上げたとおりでございます。

次が別紙1でございます。許可済みの事業者2者、ここにございますように赤帽新潟県軽自動車運送協同組合と佐川ヒューモニー株式会社から申請のあった信書便約款の変更の認可申請の概要でございます。同じように、後ろ

に別紙2という審査結果もつけてございます。併せてご覧いただければと思います。

まず、赤帽新潟県軽自動車運送協同組合でございますが、同組合では、従前の法律により、平成27年の改正以前の基準の1号役務について90センチ超、3号について1,000円超ということで約款に記載しておりました。

平成27年に法改正されて、ご案内のとおり1号は3辺73センチ超、3号については料金800円超まで提供範囲を拡大するということが可能になっておりましたが、今回、申請がございまして、旧基準であったものを新しい基準に合わせるため申請したということでございます。

次の2点目でございますが、前々回、商法の改正に伴う標準約款の改正についてお諮りいたしました。同様に、この事業者は標準約款ではなくて個別約款を使っていますが、そこを合わせたいということでございます。

もう1者の佐川ヒューモニーでございますが、その商法改正の関係の他に、従来の料金の收受方法について追加を行うということでございます。

具体的に言うと、例えば今まではクレジットカードで払うとかそういったものを規定しておりましたが、携帯電話会社が月々の料金とあわせて徴収できるような形で約款の規定を見直すということでございます。

それ以外の事項、例えば誤配時の対応等については従来どおり記載されており、引き続き適正なものとなっておるということで、こちらのほうも問題ないと考えてございます。

それでは、最後、資料63-3でございます。信書便管理規程の設定及び変更の認可についてでございます。これもまた同じ作りになっておりまして、1枚おめくりいただくと諮問書がついてございます。

次の別紙1でございます。これにつきましては、新規の参入希望者6者から申請のあった信書便管理規程の設定認可及び許可済みの事業者1者から申

請のあった信書便管理規程の変更認可についてでございます。ご説明いたします。

まずは新規のものでございます。ここにごございますように、いずれも信書便管理者の選任や信書便物の秘密保護に配慮した作業方法、教育訓練など、事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護する規定が適切に記載されていると判断しております。

6者は各者とも認可基準に適合していると認められることから、認可したいと考えております。

最後ですが、既存の事業者からの管理規程の変更の認可申請でございます。

資料別紙1の3ページ目でございますが、こちらは先ほど約款のほうにもございました佐川ヒューモニーからのものがございます。

これは、平成29年3月に報告いたしました「個人情報保護法」及び「信書便事業分野における個人情報保護ガイドライン」の改正を受けて、顧客情報の管理について、その規定に合わせた変更を今般行うということで、引き続き適正なものになっておると考えております。

その他の規定につきましても認可基準に適合していることから、この管理規程の変更についても認可することにいたしたいと考えております。

諮問事項については以上でございますが、参考1、2というものをつけてございます。これは、信書便事業への参入状況をまとめたものがございます。

まず、参考1でございます。今回、事業許可申請が認められた場合の参入状況をまとめたものございまして、参考2は事業者の一覧でございます。

参考1の冒頭にごございますように、今回の6者が参入することになりますと、全部で543者となる予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほう、どうぞよろしく願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

藤沢委員。

○藤沢委員 これに対して異議はございませんで賛成なのですが、基本的な知識として2つ教えていただきたいです。

1つは、金額800円以上とかありましたけれども、各者、結果的に金額は違うので、これは何か上限のルールとか、その金額をどう決めるかという基準があるのかというのが1つ目。

2つ目は、こうやって今見ていると、特定信書便を営む方が増えていくわけですが、これが今の郵政にとって、良いことというか、どのようなインパクトというか、どのような考え方のもとでこういうものを今後認めていくのかという方針を教えていただければ。

以上です。

○増山信書便事業課長 まず、1点目でございます。金額について、法令上3号役務は800円超、具体的に言うと801円以上ということになっております。

上限については特段の規定はございません。実際にどういう金額を設定するかというのは、例えばどれぐらいの距離を運ぶかとか、大きさとか、あるいは、取り扱い方で貴重なものであれば手渡しで判子をもらうとか、そうでないものはメール室に配るとか、そういった要素を含めて、事業者がお客さんとの間で検討してということになっております。

2点目でございますが、特定信書便事業につきましては今のところ毎年順調に伸びておりまして、売り上げと通数で毎年集計をとっておりますが、大体7～8%、昨年度から今年度にかけて伸びているという状況でございます。

特定信書便事業と郵便事業の関係でございますが、これができた当時の整

理といたしまして、特定信書便事業というのは、そういったユニバーサルサービスに影響を与えないような部分、例えば3時間以内に配達するとか、あるいは大型のものですとか、あるいは高価なものということで、より付加価値の高いものについて、そのときの議論をベースに整理いたしまして、そういった影響を与えないものについては特定信書便というふうに扱うことになっておる状況でございます。

以上でございます。

○藤沢委員 ありがとうございます。

○樋口分科会長 よろしいでしょうか。

○藤沢委員 はい。ありがとうございます。

○樋口分科会長 特定信書便、基本的に市場参入は自由化をされておりますので、各業者が自己の責任で市場参入してビジネスを行うということが原則だと思います。

それでよろしいですか。

○増山信書便事業課長 はい。

○藤沢委員 ありがとうございます。

○樋口分科会長 あと、他にございませんでしょうか。

昨今の風水害、台風含めると信書便約款の天災等の損害、差し出すことができない等々の商法の改正に合わせたところに合わせていくというのは、各業者はこれを早くやらないと、ここで申請をしていかないと商法との齟齬が出てくる形になるので、今回もこの業者はそれに合わせるための約款の変更申請をお願いしているというところでございます、その辺はご理解を願いたいと思います。

よろしいでしょうか。他に何かございませんか。

それでは、以上の申請等について、諮問第1189号から第1191号に

については、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのように答申することといたします。

本日用意された議題は以上でございまして、もしこの際、皆様から何かございましたら出していただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○多賀谷委員 せっかく、藤沢委員からご質問があったわけですけれども、今、信書便事業全体の規模というのはどのぐらいかということ把握していらっしゃるでしょうか。

○増山信書便事業課長 先ほど申し上げましたが、毎年7月10日までに各事業者から前年度の引受通数と売上高というのを報告していただいております。

それで、直近の数字といたしましては、平成31年3月末の数字ということになりますが、金額的に申し上げますと、売上で言うと約190億円、通数ですと2,070万通ということでございます。

ちなみに、引受通数で言いますと、今回初めて2,000万通を超えて、対前年度比で言うと8.3%増加しております。金額は193億円ということで、対前年度比で言うと7.2%増ということでございます。前々年度から前年度にかけても1桁の6~7%とか、大体同じようなペースで伸びているという状況でございます。

ちなみに、事業者数につきましては、現在は先ほど申し上げた数字ですが、3月31日末で532者ございました。その前年度は510者でしたので、この1年度で22者増えております。その前の年は15者増えているという

ことなので、大体1年でならずと10何者、10台から20台ぐらいの事業者が新しく入ってきていらっしゃるという状況でございます。

○多賀谷委員 ありがとうございます。

○樋口分科会長 よろしいでしょうか。

○多賀谷委員 はい。

○樋口分科会長 ほかにございますか。

事務局からございますか。

○事務局（佐藤） 次回の日程についてでございますが、来月12月中旬の開催を予定しております。詳細につきましては別途ご連絡差し上げますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○樋口分科会長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議を終了することにいたします。本日は短時間で終わりましたけれども、わざわざおいでいただきましてありがとうございました。

閉 会